

## 冷房用発電機等賃貸借契約仕様書

本仕様書は、賃貸借契約により燕中等教育学校（以下「学校」という。）に納入する自家発電機等の仕様を示すものである。

本仕様書に示す性能及び機能等は主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、自家発電機として備えるべき事項については仕様に含まれるものとする。

### 1 基本的事項

- (1) 自家発電機は確実に動作するものであること。
- (2) 自家発電機の取扱説明等は日本語により表記されていること。

### 2 自家発電機等の仕様について

#### (1) 賃貸借物件

品名	規格寸法	数量	備考
発電機	50 k VA	1 台	2 台とも ・燃料：軽油使用 ・燃料タンク一体型
	80 k VA	1 台	
ガードフェンス	H1800 mm × W1800 mm	14 枚	14 枚のうち 1 枚は 鍵付き扉フェンス

#### (2) 付帯事項

- ア 賃貸借物件の搬入、設置・調整、撤去に要する費用は、契約業者の負担とする。
- イ 賃貸借物件には動産保険を付すこと。この保険料は契約業者の負担とする。
- ウ 自家発電機と冷房設備（2 系統 30 台分）の接続及び取り外し、冷房設備稼働確認を契約業者の負担で行うこと。なお、使用開始前検査費用は学校が直接検査業者に支払うものとする。

### 3 保守等

- (1) 自家発電機の供給及び稼働については、契約業者が責任を負うこととする。
- (2) 自家発電機が故障する等の不具合が発生した場合には、修理に対応できる体制を整え速やかに正常な状態に回復させるものとする。
- (3) (2)に掲げる保守については、学校と協議して行うものとする。
- (4) 修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、学校と協議の上、代替物の提供等により、速やかに学校が冷房設備を利用可能な状態を確保すること。

#### 4 設置場所

燕中等教育学校 情報教室南側

#### 5 賃貸借期間

令和8年6月12日(金)から令和8年10月5日(月)まで

なお、令和8年6月13日(土)から確実に正常な状態で稼働できるように設置し、試運転を行うこと。

#### 6 設置・撤去作業等について

##### (1) 設置に関する留意事項

ア 設置作業の日程は学校と事前協議すること。

イ 発電機を設置する際は、学校担当職員の指示に従い、指定された場所に設置すること。

ウ 設置時及び必要に応じて発電機の適切な操作方法を指導すること。

エ 設置作業に関連して知り得た事項について、他に漏らしてはならないこと。

##### (2) 自家発電機等の撤去

撤去は、令和8年10月5日(月)から令和8年10月9日(金)の間に行うこと。